

教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた調査研究

- 1 複数校が協力して効果的に実施する学校業務の在り方の調査研究  
市町村教育委員会が学校業務改善委員会を設置し、複数校(3～5校)が協力して効果的に実施する学校業務の在り方の調査研究を行う。
- 2 部活動の効果的な指導の在り方の調査研究  
部活動の指導方法及び指導体制を工夫し、効果的な指導の在り方の調査研究を行う。
- 3 保護者等からの要望に対する対応の調査研究  
学校だけでは対応できない保護者等からの要望に対する、弁護士による法律相談を活用した対応策について調査研究を行う。

1. 事業の実施状況

(1) 北海道教育委員会の時間外勤務等の縮減に向けての取組について

北海道教育委員会では、平成17年3月に「時間外勤務・業務の縮減等に向けての指針」を定めて、教職員の時間外勤務等の縮減に取り組んできた。

しかしながら、必ずしも十分な効果が上がらず、また今日的な課題などから教員の勤務はさらに多忙の傾向となるとともに、子どもと向き合う時間を確保するため、平成20年9月に外部委員による「時間外勤務等縮減推進委員会」を設置し、縮減策を検討した。

そして、この推進委員会からの提言を受け、平成21年8月に「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」を策定し、これに基づき取組を推進している。

この取組方策では、次の6つの基本方向に基づき、取組項目毎の工程表を定めて、取組を進めている。

なお、道教委の取組の内容については、「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策の実施状況」(資料1)のとおり。

「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」の概要

基本方向	主な取組項目
学校等の事務処理体制の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職向けマネジメント研修の充実</li> <li>・定時退勤日等の徹底</li> <li>・学校の業務改善</li> <li>・修学旅行の引率業務に係る勤務時間の変更</li> <li>・ICT機器の整備、活用</li> <li>・北海道公立学校校務システムの構築</li> <li>・副校長・主幹教諭の配置</li> </ul>
調査等の業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事務の2割削減</li> <li>・届出・報告事項・様式等の見直し</li> </ul>
部活動指導の実施体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な部活動の在り方に係る申し合わせ</li> <li>・部活動マネジメントの情報提供</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の位置づけの検討</li> <li>・外部指導者の活用</li> </ul>
授業準備等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材等の各種コンテンツの提供</li> <li>・道立教育研究所の研究相談体制の充実</li> <li>・補習授業等の支援</li> </ul>
保護者・地域への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等対応のポイントを記載した資料の作成</li> <li>・保護者等対応への支援</li> </ul>
学校支援地域本部事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容の充実と取組の普及啓発</li> </ul>

また、道教委では、教育職員の時間外勤務等の縮減のための意識啓発のために、学校を対象としたリーフレット（資料２）を作成したり、時間外勤務縮減の取組に関するアンケート（アンケートの結果は、資料３）を行っている。

主な取組項目のうち、網掛けの項目について、効果的な方法を検証するため、文部科学省の委託事業を活用して、次の３つの調査研究に取り組むこととした。

- ① 複数校が協力して効果的に実施する学校業務の在り方の調査研究
- ② 部活動の効果的な指導のあり方の調査研究
- ③ 保護者等からの要望に対する対応の調査研究

#### （２）複数校が協力して効果的に実施する学校業務の在り方の調査研究

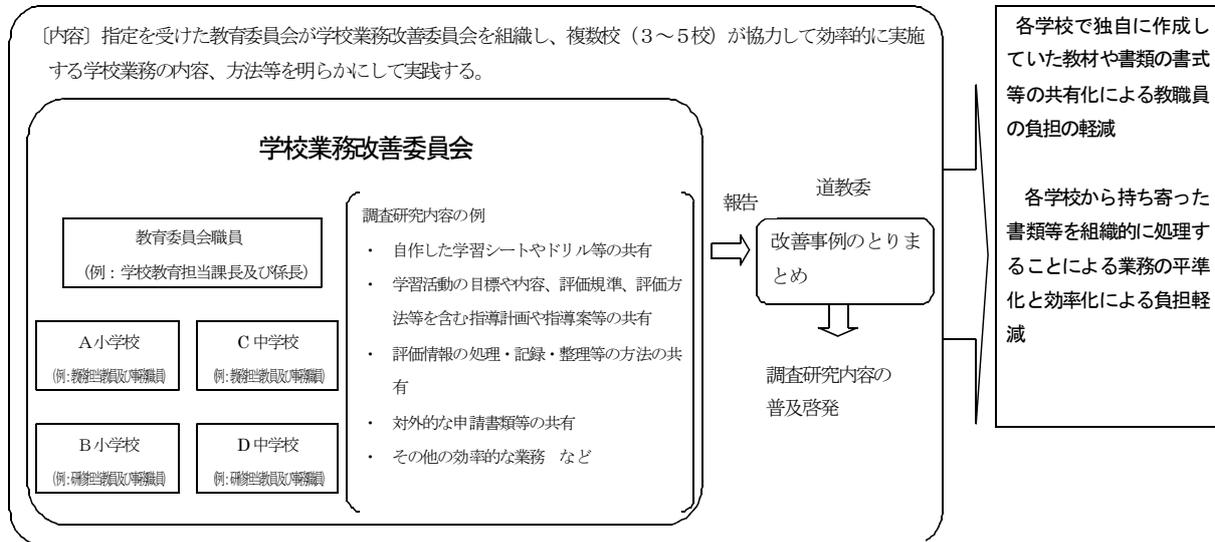
学校の業務改善の方法として、教育委員会と学校との業務分担の見直しや、一定の業務について複数の学校が協力して実施するなど、業務の負担軽減に向けて効率的な事務処理の仕組みを確立する必要がある。

そこで、市町村教育委員会単位で学校業務改善委員会を組織し、複数校（３～５校程度）が協力して効率的に実施する学校業務の内容、方法等の研究・実践を、富良野市及び北見市の２市で取り組んだ。

# 複数校が協力して効果的に実施する学校業務のあり方の調査研究

## 学校業務改善委員会の設置

効果



### 【富良野市の取組の概要】

#### 〔テーマ〕

組織的な学校運営を行い、書類等の書式の共有化及び標準化を進めることで効率化を図り、教職員の業務負担の軽減を図る。

#### 〔取組の内容〕

- 複数校による合同行事の実施による事務の効率化等
- 事務職員が行う対外的な申請書類等の共有化等

#### 〔実施体制等〕

富良野市教委 学校教育課長、学務係長

富良野市内の5小中学校の教諭及び事務職員 計11名

学校業務改善委員会を年4回程度開催し、上記の取組について検討した。

### 【北見市の取組の概要】

#### 〔テーマ〕

教材や書類の書式等の共有化及び標準化を進めることにより効率化を図り、教職員の負担の軽減を図る。

#### 〔取組の内容〕

- 教諭が自作した学習シートやドリル等の共有化等
- 事務職員が行う対外的な申請書類等の共有化等

#### 〔実施体制等〕

北見市教育委員会 指導室主幹、総務課長、学校教育課長

北見市内の3中学校の教諭及び事務職員 計 9名

学校業務改善委員会を年4回程度開催し、上記の取組について検討した。

#### 【取組の成果】

- ・各学校で独自に作成していた教材や書類の書式等の共有化による教職員の負担の軽減が期待できる。
- ・各学校から持ち寄った書類等を組織的に処理することによる業務の平準化と効率化による負担軽減が期待できる。

### (3) 部活動の効果的な指導のあり方の調査研究

中学校及び高等学校における部活動は、生徒にスポーツや文化などに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資することから学校教育の一環として取りくまれている。

しかし、一部において部活動の活動時間が長時間に及び、中学校や高等学校の教員の時間外勤務等に占める部活動の割合が最も高くなっているなど、生徒や教員の負担が過重になっている状況が見られることから、生徒や部活動指導に従事する教員の負担軽減を図る必要がある。

また、一部の教員への過度や負担や、指導経験のない教員が部活動を担当することによる精神的な負担などの課題もある。

こうした状況に対応するため、非常勤の部活動指導員を配置し、複数の部において指導を補助したり、顧問が指導に当たることのできない場合に代わって指導するなど、部活動における指導方法及び指導体制を工夫し、効果的な指導の在り方の調査研究を、高等学校1校（北海道札幌東陵高等学校）及び中学校1校（石狩市立石狩中学校）で取り組んだ。

#### 〔目的〕

非常勤の部活動指導員を配置することにより、指導方法及び指導体制を工夫し、効果的な指導のあり方の調査研究を行う。

#### 〔取組内容〕

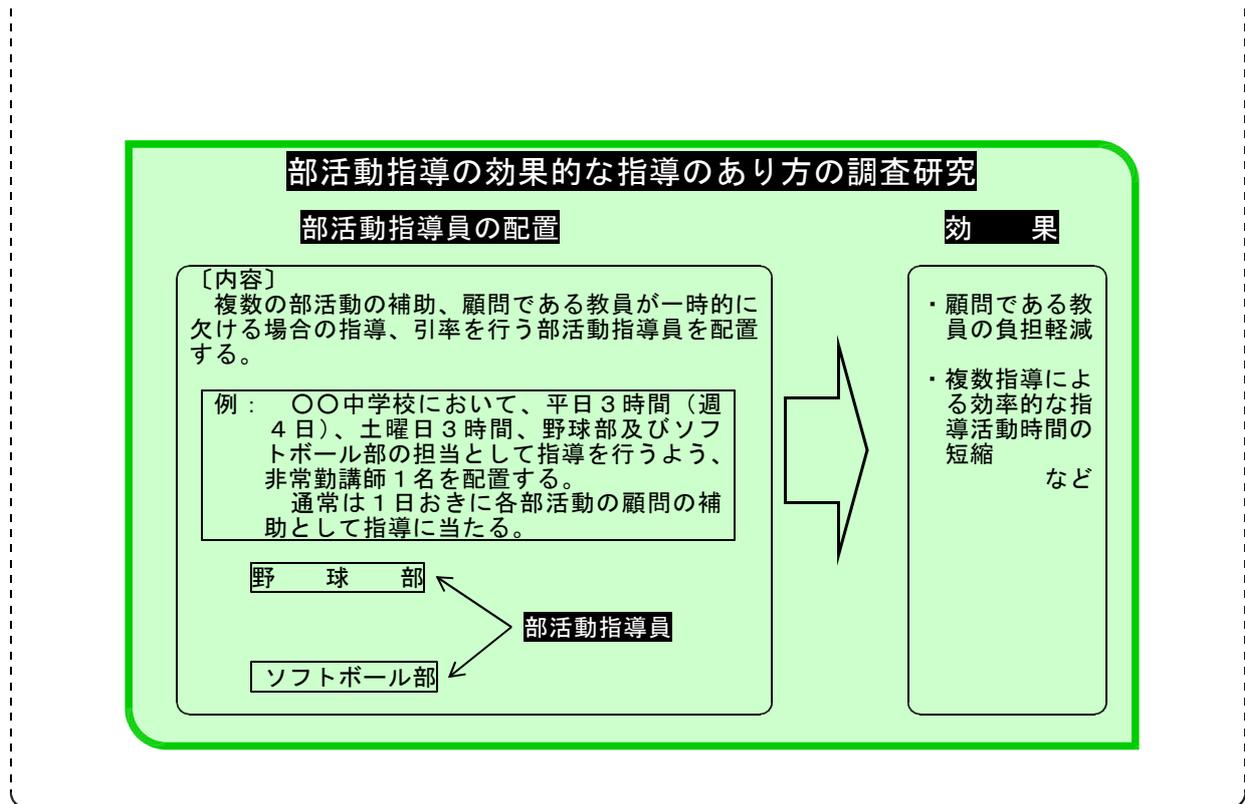
非常勤の部活動指導員を配置し、複数の部において指導を補助したり、顧問の教員が指導に当たることのできない場合に代わって指導するなど、指導体制等の改善を図る。

#### （取組例）

- ・複数の部活動指導の補助
- ・顧問である教員が一時的に欠ける場合の指導・引率

#### 〔部活動指導員の配置日数等〕

- ・非常勤職員を配置することによる効果を検証することが目的
- ・単独での指導も想定し、教員免許状を有することを要件としている
- ・1日3時間程度で、指導日数は90日程度



**【各校の取組の概要】**

別添資料4のとおり

**【取組の成果】**

両校の取組から、非常勤の部活動指導員を配置により、部活動の顧問の業務負担が軽減されたことはもちろん、

- ① 一般的な外部指導者の派遣に比べて、教員免許を有する部活動指導員を配置することは、教育公務員の服務や学校教育についても理解していることから安心して指導を任せることができるなど、指導上の効果が期待できる。
- ② 定数内の教員であれば、他の校務もあるので複数の部活動の指導をすることは困難であるが、部活動専門の非常勤職員であれば複数の部活動の指導が可能である。  
部活動指導員が複数の部活動を指導する場合は、専門外の競技での技術面の成果は低いものの、基礎トレーニングや安全性の確保の観点からの効果はあった。
- ③ 非常勤職員であれば、部活動指導とそれ以外の業務の繁忙期を考慮して、必要な時期だけ配置できるので、限られた経費でより高い効果が期待できる。  
などの効果があった。

非常勤の部活動指導員の配置は、専門性を有する部活動指導員の人材の確保、他の非常勤講師等との優先度などの課題はあるものの、配置すれば一定の効果は期待できるので、実施する方法はないか検討していく。

(4) 保護者等からの要望に対する対応の調査研究

地域に開かれ信頼される学校づくりを進めていくためには、学校の教育活動等に関する説明責任を果たしながら、学校・家庭・地域社会の連携・協力を図っていく必要が重要である。

しかし、一方では、保護者、地域住民の学校に対する要望が多様化し、それにこたえるため多くの時間が費やされ、負担感が生じているとの指摘があることから、保護者や地域社会に対し教員が一人で抱え込むことなく適切に組織的な対応ができるような支援や体制づくりが求められている。

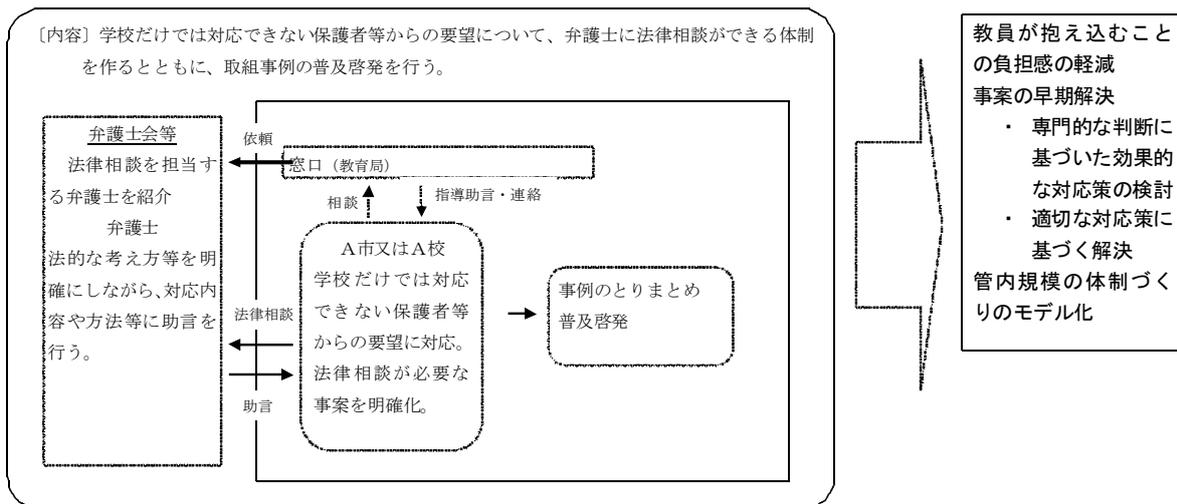
また、学校においては、弁護士との接点が少ないため、気軽に弁護士等に相談できる体制を整える必要がある。

この取組は、学校や市町村教育委員会が、道内14の教育局を窓口として、最寄りの弁護士会等に法律相談ができるようにすることが目的であり、学校現場への苦情等のうち、学校だけでは対応できない法律問題に発展する可能性があると思われるものについて、問題が複雑化し大きくなる前に、適切に対応することができるよう、早期に法律相談し専門家のアドバイスを受けることができる体制づくりを目指している。

## 保護者等からの要望に対する対応の調査研究

### 法律相談の体制づくり

### 効果



### 【取組の概要】

#### ① 相談の対象

市町村教育委員会は、学校等だけでは対応できない保護者等からの要望等がある場合には、教育局を窓口として、弁護士に法律相談できる体制を作る。

#### ② 相談の内容

学校運営に関すること、生徒指導に関すること、職員の言動・対応に関することなどについての保護者等からの過度な要望等

#### ③ 法律相談の時間

1回につき1時間程度

#### ④ 法律相談の流れ

- ・ 法律相談を希望する市町村教育委員会は、教育局に「法律相談票」を提出

- ・ 教育局は、本庁（教職員課）と協議し、本庁（教職員課）は担当弁護士等を斡旋する。
- ・ 法律相談を行う日時・場所等については、教育局が担当弁護士等と連絡調整する。
- ・ 市町村教育委員会は、法律相談終了後、「法律相談結果票」（別紙様式2）を教育局を経由して本庁（教職員課）に提出する。
- ・ 相談事例については、本庁でとりまとめ、全道的な普及啓発等に活用する予定。

### 【アンケートの実施】

取組に当たって、北海道内の市町村教育委員会（札幌市を除く）を対象に、「弁護士による法律相談に係るアンケート」を実施した。

アンケートの項目は、

- ① 貴教育委員会（市町村）には、顧問弁護士はいるか。
- ② 顧問弁護士がない場合、何らかの方法で、法的専門知識に基づいた助言等を受けられる体制にあるか。
- ③ 学校だけでは対応できない保護者等からの要望等に関して、弁護士等に法律相談をした方がよいと思われる事例は、昨年度何件程度あったか。

アンケートの結果は、

（顧問弁護士の有無）

顧問弁護士あり	73市町村
顧問弁護士なし	105市町村（81市町村）

※（ ）は内数で、何らかの方法で助言等を受けられる体制にある市町村

（法律相談をした方がよいと思われる年間事例数）

0件	163市町村
1件～5件程度	15市町村
5件以上	0市町村

顧問弁護士がない市町村は105市町村で、全体の6割程度ありますが、そのうち81市町村は何らかの方法で助言等を受けられる体制にある、と回答している。

「何らかの方法の助言」の例としては、「町村会の顧問弁護士に相談できる」などがある。

また、法律相談をした方がよいと思われる事例があった市町村は15市町村で、全体の1割未満だった。

### 【相談実績・取組による効果】

報告日現在、この仕組みを活用した法律相談の実績はなかった。

ほとんどの市町村が、何らかの方法で法的専門知識に基づいた助言等を受けられる体制にあること、法律相談をした方がよいと思われる事例があった市町村は全体の1割未満であること、を考えると、道教委が窓口となって弁護士相談を行う仕組みを活用するケースはほとんどないかもしれない。

しかし、初期対応を適切に行うことにより問題の長期化・複雑化を未然に防止することができ

るので、問題が生じたときに気軽に弁護士に相談できる体制を整えることは必要であると考える。

#### (5) 時間外勤務縮減等推進会議の設置

(目的)

時間外勤務等の縮減に向けた取組の検証等を行うため、「時間外勤務等縮減推進会議」を設置した。

(メンバー)

13名

大学教授、経済団体、校長会関係者、市町村教育委員会関係者、PTA関係者、モデル校代表者

(推進会議の開催)

平成22年11月 第1回推進会議を開催し、道教委のこれまでの時間外勤務縮減の取組と今後の取組予定について、協議を行った。

平成23年3月 第2回推進会議を開催し、平成22年度の時間外勤務縮減の取組の検証と今後の取組の方向性について、協議を行った。

#### 2. 今後の取組予定

今回の事業は、北海道教育委員会が進めている「教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策」の一環として、取り組んだ。

今後は、この取組方策に基づき、市町村教育委員会や学校と連携しながら、時間外勤務等の縮減の取組を進めていく。